# 第51回 金沢市都市計画審議会議事録

### 1. 日時

平成18年12月25日(月)14:00~15:15

## 2. 場所

金沢市役所7階 全員協議会室

### 3. 出席委員

# ①学識経験者

今村 良栄 石川県消費生活支援センター所長

 坂本 英之
 金沢美術工芸大学教授

 高山 純一
 金沢大学大学院教授

中村 明子 弁護士

西盛 祐吉郎 金沢商工会議所常務理事 馬場先恵子 金沢学院大学助教授

半田 隆彦 金沢経済同友会都市活性化委員長

森 俊偉 金沢工業大学教授 山田 文代 石川県建築士会理事

## ②市議会議員

森 雪枝 金沢市議会副議長

田中 仁 金沢市議会都市整備常任委員長 浅田 美和子 金沢市議会総務常任委員長

# ③関係行政機関

藤崎 和久 石川県土木部長(代理)

森野 宏司 石川県警察本部交通部長(代理) 東方 俊一郎 石川県農林水産部長(代理)

伊藤 正秀 国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所長(代理)

### ④市民

高田 千恵子 金沢市校下婦人会連絡協議会長

鶴山 務 金沢市町会連合会長

# ○司会

定刻となりましたので、只今より、第51回金沢市都市計画審議会を開会いたします。本日の都市計画審議会では計画案件4件、諮問案件1件の計5件について、ご審議いただく予定となっております。どうか十分なご審議をお願い申しあげます。

それでは、議事に入ります。森会長に議事の進行をお願いしたいと存じます。 会長よろしくお願いいたします。

# ●会長

最初に事務局の報告によりますと、只今、委員 20 名の内 17 名が出席していますので、 金沢市都市計画審議会条例第 5 条第 2 項の規定に照らし、本会議は有効に成立しておりま すことを報告いたします。

# ●会長

次に、金沢市都市計画審議会運営要領第7条の規定によりまして、議事録の署名委員を 指名させて頂きます。高田委員と今村委員にお願いいたします。お二人にはどうぞよろし くお願いいたします。

それでは、審議に入りたいと思います。まず、議案第 240 号 金沢都市計画 下水道の変 更について事務局から説明願います。

### ○事務局

では、議案第240号金沢都市計画下水道の変更について説明致します。

お手元の議案書、2ページから3ページに計画書と位置図並びに処理区の区域図が添付してございますので、こちらのスクリーンと併せてご覧下さい。

臨海処理区の変更でございます。臨海処理区の区域は、議案書3ページ右側の処理区の 区域図をご覧ください。金沢市公共下水道事業では、処理区を決定し、各々処理区に処理 場を設置しています。今回の臨海処理区は、図面のオレンジ色の区域で、北陸自動車道の 北側。犀川の東側になります。この中で、流域および施設の変更を行うものです。

まず、公共下水道臨海処理区の排水区域の変更です。議案書では3ページの左側になります。こちらが石川県庁です。こちらが問屋団地です。石川県庁の北東約2km、問屋団地の北側から西側に位置する地域で、赤く囲まれた所が、今回、臨海処理区に追加する排水区域で、面積は約24haです。結果、臨海処理区の排水面積は、2,713haになります。

次に、こちらが区域図となります。

赤色で囲われた区域は、今年度に計画決定した、金沢市副都心北部直江土地区画整理事業区域です。この土地区画整理事業区域のうち、従前、排水区域ではなかった赤色塗潰しの箇所を今回追加するものです。

土地区画整理事業により、市街化が確実となった区域について、公共用水域の水質保全と住環境の改善を図るものです。

次に、下水管渠ならびにその他施設の変更についてです。議案書では3ページ左側になります。こちらが北陸自動車道です。こちらが金沢外環状道路山側環状です。交差するこちらが金沢森本インターチェンジです。図面中央の水色部分が金沢テクノパークで、土地区画整理事業により整備された工業団地です。今回、町名変更に伴いまして、金沢市テクノパーク水質管理ステーションとその吐口の位置の名称を『金沢市北陽台2丁目』と表示を変更するものです。施設の内容などの変更ではございません。

以上が、金沢都市計画下水道の変更の概要です。

なお、当案件は12月5日から12月19日まで公衆の縦覧の用に供しましたが、意見書の 提出はありませんでした。以上でございます。

# ●会長

ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

# ●会長

特にご意見もないようですので、本案件どおりとして答申します。

# (異議なし)

#### ●会長

それでは、議案第241号 金沢都市計画 道路の変更について事務局から説明願います。

#### ○事務局

では、議案第241号金沢都市計画道路の変更について説明いたします。

お手元の議案書、4ページから15ページに計画書と位置図並びに計画図が添付してございます。本案件は、石川県により平成15年12月に策定された『都市計画道路見直しガイドライン』により平成16年度より見直しを進めてきた都市計画道路の変更です。

では、こちらのスクリーンをご覧下さい。議案第241号と次の議案第242号については、 ともに都市計画道路の変更ですが、議案が二つになった理由を説明します。

都市計画は、決定する内容により県が定める都市計画と市町村が定める都市計画があります。さらに、県が定めるもののうち、内容により、国土交通大臣の同意が必要なものがあります。

都市計画道路の場合、道路の種類や車線の数により、上段の表のように決定権者が定められていますが、平成10年11月以前は車線数の決定がなかったため、車線の数が未決定の道路については、下段の表のように幅員により決定権者が定められています。

今回見直しを行った都市計画道路については、道路の種類と幅員で区別するとこの表のように分類され、議案第241号は、石川県決定となる路線が6路線あります。また、議案第242号は、金沢市決定となる路線が3路線あります。

なお、議案第 241 号は、本日の金沢市都市計画審議会での意見を添えて、明後日開催の 石川県都市計画審議会で諮問していただく予定です。

次に、都市計画道路の名称についてご説明します。都市計画道路の名称は、番号と路線名で構成されています。番号は、「区分・規模・一連番号」となっています。区分は、道路種類によって、この表のように区分されています。今回の見直しでは、3番道路の幹線街路及び7番道路の区画街路が対象となっています。次に規模は、道路幅員によって1番から7番まで区分されています。一連番号は、都市計画区域ごとにつける事になっていますが、今回の見直しでは2路線が番号の変更を伴います。

では、議案第241号の説明を行います。県決定の6路線です。

まず、これまでの経緯を少しご説明します。平成 15 年 12 月、石川県により『都市計画 道路見直しガイドライン』が策定されました。そして、このガイドラインに基づき見直し 作業に着手しました。

平成 15 年度に、見直し対象路線(10 路線 14 区間)の抽出を行いました。平成 16 年度に、見直し対象路線の検討を進めるため、『金沢市都市計画道路検討委員会』を設置しました。金沢大学の木俣教授に委員長をお願いし、金沢市都市計画審議会委員の高山先生と中村弁護士にも委員に加わって頂きました。市議会からは、建設常任委員長にお願いしました。有識者、議会、行政で構成し、委員数 8 名の体制で、委員会審議を 7 回、現地調査会1 回を開催しました。この間、国土交通省北陸整備局とも事前協議を実施し見直しの方向性についての確認をしてきました。そして、平成 17 年 6 月に『金沢市都市計画道路再編計画案』(見直し素案)を策定し、公表致しました。その後、7 月 26 日から 10 月 26 日までの3ヶ月間、パブリックコメント実施するとともに、10 月には、市内 11 会場で地元説明会を開催し、延 243 名の市民の方々の参加を頂きました。

パブコメや説明会で頂いた意見や質問に関しては、回答を添えてホームページで公開してきております。この中で、本町泉本町線区間2 (犀川架橋区間)の見直し素案に対し、意見が寄せられため、委員会において見直しの再検討を行いました。

そして平成 18 年 5 月に『金沢市都市計画道路再編計画』(見直し案)を決定、公表し、 再検討した区間の地元説明会を開催しました。

この間、金沢市都市計画審議会でも、逐次、報告を行って来ました。第 46 回、第 47 回、 第 49 回の 3 回の都計審で報告案件として報告しております。

議案書 6 ページの位置図をご覧下さい。6 路線について、路線ごとの変更内容をご説明 いたします。

堀川栗崎線は、金沢駅東口側の堀川町を起点。能登海浜道路入口の栗崎1丁目を終点とする幅員16m、延長6,130mの道路です。今回、七ツ屋町地内の区間について廃止する為、起点を北安江町に変更し、名称を北安江栗崎線とします。さらに、平成10年11月20日以降の決定変更では、車線数を決定することとなっていますので、本計画道路の車線数は、4車線に決定いたします。また、堀川町地内の区間については、堀川東金沢線に付替えるという事務手続きをとります。堀川東金沢線については後ほど説明いたします。以上が堀川栗崎線の内容です。

本町泉本町線は、金沢駅東口側の本町1丁目を起点。石川県県央土木総合事務所付近の 泉本町を終点とする幅員 16m、延長 3,130mの道路です。今回、玉川町から泉本町の区間 について廃止する為、終点を玉川町に変更し、名称を本町玉川町線とします。併せて、車 線数を2車線に決定します。

広坂長町線は、旧県庁裏側の丸の内を起点。聖霊病院横の長町3丁目を終点とする幅員16m、延長1,090mの道路です。今回、北国新聞社付近の香林坊と長町3丁目の区間について廃止する為、終点を尾山町に変更し、路線名を広坂尾山町線とします。また、残りの区間の大半が幅員が11mであることから、番号を3・6・2とします。併せて、車線数を2車線に決定します。

泉野野々市線は、県道寺町窪線の野町3丁目を起点。野々市町二日市町の国道8号線との交差点を終点とする幅員20m、延長4,840mの道路です。今回、起点から森山有松線(国道157号線・南端国道)の泉1丁目交差点の区間について廃止する為、起点を泉1丁目に変更し、名称を泉野々市線とします。併せて、車線数を4車線に決定します。泉野野々市線は、野々市町を通ることから、本日野々市町役場においても都市計画審議会を開催していただき、同様の審議をいただいています。

次に堀川東金沢線です。本路線は、応化橋付近の堀川町を起点。東金沢駅付近の小坂町 西の部を終点とする幅員 12m、延長 2,010mの道路です。今回、堀川粟崎線の変更に伴い、 堀川町地内の 380m区間を本線に追加し、起点を鳴和三日市線との交差点に変更します。 併せて、車線数を2車線に決定します。

堀川瓢箪町線は、浅野川の応化橋付近の堀川町を起点。森山有松線の彦三大橋詰めの瓢箪町を終点とする幅員 20m、延長 880mの道路です。今回、この路線に全区間を廃止します。

以上が、金沢都市計画道路、県決定に関する変更の内容です。議案書4ページの計画書の冒頭に記載のとおり、4路線を名称変更。1路線を変更。1路線を廃止するものです。

なお、当案件は12月5日から12月19日まで公衆の縦覧の用に供しましたが、意見書の 提出はありませんでした。以上でございます。

# ●会長

ただいまのご説明につきまして、何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

# ●A委員

2点伺います。1点目は、説明の中で住民の反対があって再検討したという話がありましたが、どういった内容だったのか教えてください。2点目は、各路線の現在の整備状況について、どのような現状なのか教えてください。

### ○事務局

まず、地元の意見についてですが、本町泉本町の区間2については、見直し素案では「継続」としていました。それに対して、地元から継続するならいつ事業に入るのかといった意見がありました。また、本計画路線と並行して、新橋を通る市道、本町白菊線がありますが、こちらを部分改良することで本路線の必要性はなくなるのではないかという意見があり、これらを受けて、再検討を行いました。

その中で、平行する市道の狭隘な部分を改良すること、また中央通り町の一方通行区間を解除することにより、交通量をまかなうことができ、防災上の機能も確保できるということがわかりましたので、現在地元の方々と道路計画を主としたまちづくりの計画に入っております。

2点目の進捗率についてですが、今回見直しをしたのは未着手の区間ですので、残された区間については、概成済みあるいは整備済みということになります。各路線の数字は持ち合わせておりませんが、

- ・本町泉本町線については、再開発で行いましたリファーレ横の30m程度は整備済みですが、その他の南側の区間は、計画幅員の2/3以上を有する概成済みという扱いになりまして、車線としては概ね交通量を賄っていますが、歩道の幅員が若干足りないという状況です。
- ・堀川粟崎線については、赤色部分は完成しています。広坂長町線についても、赤色の区間については完成しています。
- ・泉野野々市線は、新しく起点となる泉1丁目から金沢高校の前の区間については完成しています。ラパークから米泉地内までは、事業主体は石川県であるということで決まっています。その先から野々市町までについては、金沢市で事業認可を既に取っている区間です。残りの野々市町区間については完成しております。
- ・堀川東金沢線については、完成しております。堀川瓢箪町線については、まったく未着 手の状態であり、今回廃止することとなりました。以上です。

#### ●A委員

必要な区間はほぼ完成に近いということで理解しますが、廃止する区間において、既に 立ち退きをされているような方はいないのでしょうか。

# ○事務局

立ち退きをされている方はいらっしゃいませんが、都市計画法第53条の中で、木造、鉄骨の2階建てまでは計画線の中で建てられますが、鉄筋コンクリート造のようなものは、セットバックする必要があり、そのようにして建築された方はいらっしゃいます。現状を見ますとセットバックした部分を駐車場利用されるなど、100%制限をかけているような状態でもありませんし、パブリックコメントなどの中でもそういった意見はございませんでした。

# ●会長

他はよろしいでしょうか。

特別強い意見はなかったと思いますが、ただいま出た意見を参考にしながら、今 後の作業を進めていってもらいたいと思います。ということで、原案どおり石川県の都市 計画審議会に付議したいと思います。よろしいでしょうか。

### (異議なし)

# ●会長

それでは、議案第242号金沢都市計画道路の変更について事務局から説明願います。

#### ○事務局

では、議案第242号金沢都市計画道路の変更 金沢市決定についてご説明いたします。

お手元の議案書、16 ページから 22 ページに計画書と位置図並びに計画図が添付してございます。本案件も、石川県により平成 15 年 12 月に策定された『都市計画道路見直しガイドライン』により平成 16 年度より見直しを進めてきた都市計画道路の変更です。

では、こちらのスクリーンと併せてご覧下さい。

これまでの経緯は先ほどと同様でございます。では金沢市決定3路線を路線ごとにご説明いたします。

浅川線は、天神橋詰めの常盤町口の部を起点。田上本町を終点とする幅員 12m、延長4,540mの道路です。今回、天神橋詰めから鈴見台2丁目の区間について廃止する為、起点を鈴見台2丁目に変更し、併せて、車線数を2車線に決定いたします。

進捗ですが、赤色部分については、車道は2車線確保されていますが歩道幅員が若干足りないといった概成済みの一部区間を除き、ほぼ完成しているという状況です。

卯辰山公園線は、橋場若宮線と寺町今町線との交差点、橋場町を起点。天神橋を経由し卯辰山公園内を通り、森山有松線と寺町今町線との交差点、東山1丁目を終点とする幅員9m、延長3,360mの道路です。

今回、小坂神社付近を廃止するため、終点を卯辰山公園の入口に位置する天神橋詰めの東山1丁目に変更し、都市公園への進入路エントランス道路とし、区画街路から幹線街路とします。また、代表幅員が9mから12mとなり、番号を3・5・51に変更します。

併せて、車線数を 2 車線に決定します。この路線につきましては、卯辰山公園内の幅員は 9 mでございまして、その区間の道路は完成しております。小坂神社側については、幅員 1 1 mですが、ここも車線数は確保されており、一部歩道幅員が足らないという状況で

す。今回残る継続区間については、車道については幅員を有していますが、歩道の整備が 待たれるという状況でございます。

金石桂町線は、金石街道終点の金石西3丁目を起点。桂町を終点とする幅員12m、延長1,320mの道路です。今回、全区間を廃止します。

以上が、金沢都市計画道路の変更の概要です。

議案書 16 ページの計画書の冒頭に記載のとおり、1 路線を名称変更、1 路線を変更、1 路線を廃止するものです。

なお、当案件は12月5日から12月19日まで公衆の縦覧の用に供しましたが、意見書の 提出はありませんでした。以上でございます。

# ●会長

ただいまのご説明に対して、何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 いかがでしょうか。

特にはございませんでしょうか。

では特に意見もないようですので、本案件どおりとして答申します。

### (異議なし)

### ●会長

それでは、議案第243号金沢市における特殊建築物(一般廃棄物中間処理施設)の敷地の位置について事務局から説明願います。

#### ○事務局

では、議案第243号金沢市における特殊建築物(一般廃棄物中間処理施設)の敷地の位置について説明いたします。

お手元の議案書、23ページから24ページに計画書と位置図が添付してございますので、 こちらのスクリーンと併せてご覧下さい。

本案件は、ごみ処理施設(一般廃棄物中間処理施設)を設置するにあたり、特定行政庁の金沢市建築指導課から金沢市都市計画審議会へ付議されたものであり、建築基準法第51条ただし書きの規定による、金沢市における特殊建築物の用途に供する敷地の位置についてご審議していただくものであります。

建築基準法第51条では、特殊建築物の位置について決定していなければならないと明記されています。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会または、その処理施設の内容によっては市町村都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めた場合はこの限りでないとただし書きとして書かれております。

金沢市の場合、公共の処理施設の場合は計画決定を行っていますが、民間の処理施設の場合は計画決定をせず、このただし書きにより対応しています。

廃棄物の区分により決定権者が決定しております。産業廃棄物処理施設については石川県が決定権者であり、石川県の都市計画審議会に付議いたします。一般廃棄物は金沢市都市計画審議会で審議いただくということでございます。

先ほど、第51条の中で、都市計画上の支障の有無について少し触れましたが、都市計 画運用指針の中では、廃棄物処理施設の計画にあたっての留意事項がこのように記されて おり、この観点でご審議いただきたいと思います。

では、株式会社中部資源再開発才田町工場の説明に移らさせていただきます。

まず、位置についてです。議案書では、24ページ左側になります。河北潟の南側で、赤色部分が中部資源再開発才田町工場の位置になります。

こちらが位置図拡大図になります。議案書では、24ページの右側になります。 河北潟の南側で、食肉流通センターなどに隣接する位置でございます。

本施設は、議案書 23 ページに記載のとおり、平成 17 年 8 月 29 日開催の第 46 回金沢市都市計画審議会議案 218 号並びに平成 17 年 9 月 9 日開催の第 141 回石川県都市計画審議会議第 1463 号で『金沢市における特殊建築物の敷地の位置について』審議頂き、平成 17 年 10 月 6 日に建築基準法第 51 条に係る産業廃棄物処理施設として、金沢市建築指導課が許可した施設であります。

産業廃棄物処理施設の中では、例えばタクシー業界や運送業界などの事業所から排出される古タイヤを破砕処理するということで許可を得ておりますが、一般ユーザーが排出する古タイヤは一般廃棄物としての取り扱いとなるため、今回、一般廃棄物処理の許可を得るために届出があったものです。処理する古タイヤの総量は、機械の処理能力から変更はありませんので、搬出入する車両の台数に変更はありません。

以上のように産業廃棄物および一般廃棄物を処理するということについては、地元説明会を開催するなかで隣接者の同意が取れており関係法令等に係る調整が満たされています。 これらのことから、建築基準法第51条ただし書きの規定による敷地の位置について、都市計画上の支障がないと判断いたします。以上でございます。

# ●会長

ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

#### ●A委員

産業廃棄物としてのリサイクル処理施設に、一般廃棄物としての古タイヤを受け入れる ということですが、一般の住民が出すものを受け入れるということですか。

#### ○事務局

ゴミの回収等の流れは複雑ですが、おおもとが一般のユーザーのものであれば、一般廃棄物という取扱いになるということです。

### ●A委員

それで総量が変わらないということですか

#### ○事務局

この破砕機Ⅲが古タイヤの処理機械なのですが、処理能力が 16t/日でございますので、これ以上の処理を行うことはできません。ある日は産業廃棄物 16 t 、ある日は産業廃棄物 8 t と一般廃棄物 8 t といったような運用となり、総量は変わらないけれども処理する品目が変わるということです。

#### ●A委員

そうはいっても、受け入れる場所があるということは、搬入量が増えるという可能性も

あるとは思いますが、その辺は、受け入れ側で調整するということでしょうか。

# ○事務局

はいそうです。

### ●B委員

先ほど、地元説明会を行い調整を図ったということですが、近隣に津幡町の団地がある と思うのですが、そちらの方への周知ということはされているのですか。あくまでも金沢 市内のみですか。

# ○事務局

以前の産業廃棄物処理施設の位置指定においては、環境部局から指定された2つの町会に対し説明会開催のうえ許可された経緯があります。今回も同様の町会に対し説明会を実施しております。ご指摘の津幡町については、前回同様、説明会は実施しておりません。

### ●会長

他はよろしいでしょうか。

いくつか意見がでましたが、今後の参考意見としていただいて、原案どおり答申したい と思います。

よろしいでしょうか。

# (異議なし)

#### ●会長

次に前回までにご審議いただきました計画案件について、諸手続がなされておりますので、事務局の方から報告をお願いします。

#### ○事務局

案件結果報告を申し上げます。議案書の25ページをお開きください。平成18年9月5日、第50回金沢市都市計画審議会におきましして、議案第235号竪町商店街地区地区計画の決定、議案第236号東金沢イースト地区地区計画の決定が、金沢市告示第255号、平成18年9月21日に決定告示されておりますのでご報告させていただきます。以上でございます。

#### ●会長

それでは、事務局より諮問案件についての説明をお願いします。

### ○事務局

それでは、諮問案件、中心市街地活性化基本計画認定に伴う準工業地域における特別用途地区の指定についてご説明いたします。お手元のA3の諮問案件「中心市街地活性化基本計画認定に伴う準工業地域における特別用途地区の指定」および右側の参考資料1「改正都市計画法等の概要」ならびに2ページ目の参考資料2「金沢市用途地域の図」をご覧ください。

金沢市では、旧中心市街地活性化法に基づき平成10年に中心市街地活性化基本計画を策

定しております。今般、まちづくり3法の改正の一分野として、より効果的な中心市街地の活性化を図るため、中心市街地活性化法が平成18年8月22日付けで改正施行されました。その中で、基本計画の策定の際には内閣総理大臣の認定が要件とされており、その要件の1つとして準工業地域における大規模集客施設の立地抑制が条件とされています。

本市においては、中心市街地活性化基本計画の認定を受けるべく、認定・申請マニュアルに基づき、今回、準工業地域における特別用途地区での用途制限の方針を当審議会に諮問するものであります。

なお、中心市街地活性化基本計画が認定されますと、まちづくり交付金等の拡充など、 国からの中心市街地に対する支援措置が拡充されます。

それでは、特別用途地区の用途制限の方針をご説明いたします。

参考資料 2 をご覧ください。図面中、赤で囲われた範囲が中心市街地の区域であり、860 h a ございます。また、紫色で着色されている区域が準工業地域でございます。現在、準工業地域は 1,397 h a ございまして、今回特別用途地域の対象とする区域は、準工業地域全域としたいと考えております。また、制限内容でございますが、劇場、映画館、店舗、飲食店等を対象に考えております。その際の規模ですが、参考資料 1 をご覧ください。今回の都市計画法等の改正において、準工業地域より用途地域的には厳しい第二種住居地域および準住居地域が、店舗等の床面積の制限がない場合 1 万㎡としていることから、また準工業地域より工業的要素の高い工業地域が同様に 1 万㎡としていることから、これを準用いたしまして、準工業地域においても 1 万㎡以下としたいと考えております。

今後のスケジュールにつきましては、平成 19 年度、20 年度にかけまして市内全域の用途地域の見直し作業を予定していますので、この見直しと整合を図りながら上記の内容により、準工業地域全域に特別用途地区を都市計画決定したいと考えております。

なお、中心市街地活性化基本計画につきましては、本市の平成19年度の中心市街地関連 予算編成を踏まえながら作成し、来年の早い時期に認定申請を行っていきたいと考えてお ります。以上でございます。

#### ●会長

ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

# ● C 委員

まちづくり3法の改正に伴って、金沢市ではこのようにやられるわけですが、隣接した 行政区域との整合性はどのように図るのですか。

#### ○事務局

そこまでの調整は行っていません。

本案件は中心市街地活性化基本計画の認定要件となっておりますので、周辺の市町村が基本計画の認定を受けるかどうかに左右されます。その場合は、委員ご指摘のとおり周辺市町村との調整の問題もありますので、今後の課題として周辺市町村と調整を図っていきたいと考えております。

#### ●会長

他はいかがでしょうか。

# ●D委員

このようなことは、金沢市だけではなく中心市街地活性化基本計画の認定を受けようとしている全国の都市でも同じだと思います。他の都市と比較した場合、その横並びはどのようになっているのでしょうか。基準は同じなのでしょうか。

あと、例えば1街区に1つの建物としての床面積を1万㎡以下に抑えようということでしょうが、街区がいくつかに分かれていて、個々の街区では1万㎡を超えないけれども、いくつかの街区をまとめた全体としては超えてしまうといったような、複合施設などのケースもあると思います。その場合、今の考え方ではなかなか制限がかかりづらいのではないか、と思います。その辺はどのようにお考えでしょうか。

#### ○事務局

他都市のことですが、先ほどもご質問がありましたが、活性化基本計画の認定を受けようとする都市が制限を設けるということが要件となっています。周辺の白山市、野々市町、内灘町、津幡町につきましては、今のところ認定の話は具体的には聞いておりません。本来は、金沢都市圏ぐらいの範囲で考えるべきところではございますが、残念ながら、今の制度では各市町単位で行うこととなっております。

それから、この制限については、建物の床面積で一定の線を引こうというものでございますが、委員ご指摘の部分については、具体的にどう対応するかは難しい課題です。そのような中、例えば駐車場を共有している複数の施設は1つの施設と見なすなどの意見もございますので、その辺も検討課題であると考えております。

# ●D委員

近隣ということではなく、既に申請を出している青森市など、他の同様の都市ではどうなのでしょうか。

#### ○事務局

他県の都市については、また調査しておきます。

# ●E委員

他県の動きですが、第1号の認定を受けるということで、青森市と富山市が動いています。それに続く都市についてはまだ聞いていませんが、順次出てくると思います。ただ、 基本計画の認定は相当ハードルが高いと聞いております。

### ●会長

他はいかがでしょうか。

#### ●A委員

そもそも準工業地域がこのような中心部に必要なのかなと思います。一番不透明な用途 地域だと思いますし、今後の見直しなどについて前向きに考える必要があるかと思います が、その辺はどうでしょうか。

#### ○事務局

準工業地域については、委員ご指摘のとおり、できるだけ混在を避けたかたちが望ましいわけでございますが、金沢市の場合、町工場などが混在しているところが多々ありまし

て、きちんと色分けできないという現状がございます。また、鉄道沿線や高速道路沿線、 幹線道路沿線においてもそのようなところがあります。見直しについては、建物の利用状 況、都市化の状況などを見極めまして、定期的な見直しは行っています。次回は、平成 18、 19 年度の調査の結果を踏まえ、平成 19,20 年度にかけて見直しを行っていきたいと考えて おります。

# ●会長

特に準工業地域は、金沢市のように古い歴史のある土地ですと、かなり入り乱れています。現状を見ますとかなりまちの造りが変化し、その役割が変わってきた部分もあると思います。先ほど見直しの話もありましたが、今後、十分実情にあったものにしていっていただきたいと思います。

#### ●会長

他はいかがでしょうか。

これから、現況調査や素案の作成にかかっていくということですので、今ほどの意見は 参考として取り扱っていただいて、作業を進めていただきたいと思います。

基本的には、本案件のとおり進めていっていただくことでよろしいでしょうか。

### (異議なし)

### ●会長

これで、本日諮問のありました5件については、ひととおり終了しましたが、その他、 委員の皆様から何かご討議頂くような事項、ご要望等ございましたら、ご発言願いたいと 存じますが、いかがでしょうか。

### ●会長

では、以上を持ちまして都市計画審議会の議事を終了させていただきます。

#### ○事務局

本日は誠に熱心なご討議をいただきましてありがとうございました。本日の案件につきましては、所定の手続きを進めさせていただきたいと思います。また、委員の皆様方からいただいたご意見については、今後の都市計画行政を進める上で参考にさせていただきたいと思います。

なお、次回の都市計画審議会は来年の2月下旬に予定いたしております。ご多用の中、 お忙しいこととは存じますがご出席の程よろしくお願いいたします。

これにて、第51回金沢市都市計画審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。